

藤沢市介護保険運営協議会の役割等

1 介護保険運営協議会の役割

藤沢市では、介護保険の運営に関する事項を調査審議するため、藤沢市介護保険条例第18条の規定に基づき、「藤沢市介護保険運営協議会」を設置しています。

協議会は、地方自治法上の附属機関に位置付けられており、介護保険の制度運営や施策に関する事項について、幅広いご意見をいただき、多角的な視点から審議するために開催しています。

また、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するための「地域包括支援センター運営協議会」、地域密着型サービスの適正な運営を確保するための「地域密着型サービス運営委員会」を同時に開催し、3つの協議会を一体的に実施することで、より効果的な審議を図っています。

会議は原則公開としますが、藤沢市情報公開条例第6条各号に掲げる個人情報・法人情報等に該当する事項を審議するときは非公開とします。

2 主な審議事項

(1) 介護保険事業計画の進行管理等介護保険の運営に関すること

介護保険事業は、3年ごとに策定される介護保険事業計画に基づき運営されています。令和2年度に策定した「第8期介護保険事業計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」に沿った事業運営の進捗管理がなされているかなど、介護保険事業に関わる全般について審議します。

(2) 地域密着型サービスの指定・運営に関すること

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービスであり、市町村が指定・監督等を行います。この地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、事業者の指定や従事者の人員基準、事業の設備や運営の基準などについて審議します。

(3) 地域包括支援センターの設置・運営に関すること

地域包括支援センターの適切で公正中立な運営を確保するために、支援センターの設置等に関する承認や運営に関すること、支援センターが作成したケアプランなど事業内容に関すること、職員の確保に関することなどを審議します。

3 協議会の委員構成や議事運営の取決めなど

協議会の設置に関しては、藤沢市介護保険条例及び藤沢市介護保険条例施行規則において、委員は被保険者及び保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者から、市長が委嘱することとされており、委員の任期は、3年間と規定されています。

また、会長及び副会長を1人置くこと並びに協議会の成立要件として、委員の半数以上の出席が必要とされています。さらに、議事は出席した委員の過半数で決することとされ、可否同数の場合は会長の決定するところによると定められています。

以 上

<藤沢市介護保険条例抜粋>

(介護保険運営協議会の設置)

第18条 この市の行う介護保険の運営に関し調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、藤沢市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第19条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、被保険者及び保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第21条 前3条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<藤沢市介護保険条例施行規則抜粋>

(所掌事務)

第65条 条例第18条の規定により設置する藤沢市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 介護保険事業の運営に関すること。

(2) 介護保険事業に係る施策に関すること。

(会長及び副会長)

第66条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第67条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第68条 協議会の庶務は、介護保険事業主管課において総括し、及び処理する。

(運営に関し必要な事項)

第69条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

藤沢市介護保険運営協議会実施要領

(趣旨)

第1条 藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）第18条の規定により設置した藤沢市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）が、藤沢市介護保険条例施行規則（平成12年規則第52号。以下「規則」という。）第65条に基づき調査審議する事項について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は、規則第65条第1号に規定する事項に含まれる次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営の確保に関する次に掲げる事項

ア 地域密着型サービス等事業者の指定に関すること。

イ 地域密着型サービス等に従事する従事者の基準に関すること。

ウ 地域密着型サービス等事業の設備及び運営の基準に関すること。

エ 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関すること。

オ 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等に関し藤沢市長が必要と認めること。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項の規定によりこの市に設置された地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するために、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号ロ（2）の地域包括支援センター運営協議会が審議すべき次に掲げる事項

ア 支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

(ア) 支援センターの担当する圏域の設定

(イ) 支援センターの設置、変更及び廃止、支援センターの業務の法人への委託並びに当該委託を受けた法人の変更

(ウ) 支援センターの業務を委託された法人による総合事業及び予防給付に係る事業の実施

(エ) 支援センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、協議会が支援センターの公正性又は中立性を確保するために必要と認めた事項

イ 支援センターの行う業務に係る方針に関すること。

(ア) 藤沢市が示す支援センターが行う業務に係る方針の適切性

ウ 支援センターの運営に関すること。

(ア) 毎年度ごとに、支援センターから提出される次に掲げる書類に関すること。

a 当該年度の事業計画書及び収支予算書

- b 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - c 前年度の運営状況に関する評価の結果
 - d その他協議会が必要と認める書類
- (イ) 藤沢市の評価の方針に基づき、定期的又は臨時に別に定める基準により実施する次に掲げる事業内容の評価に関すること。
- a 適切な人員配置，専門職間の連携等，組織・運営体制に関すること
 - b 個人情報保護に関すること
 - c 総合相談内容の分析等による地域特性や地域住民のニーズの把握に関すること
 - d 高齢者虐待への対応，成年後見制度の活用，消費者被害の防止等，権利擁護に関すること
 - e 介護支援専門員に対する相談体制等，包括的・継続的ケアマネジメントに関すること
 - f 適切なアセスメントに基づく具体的な目標設定及び評価の実施等，介護予防ケアマネジメントに関すること
 - g 支援センターが作成する介護予防ケアプラン等における正当な理由なき特定事業者によるサービスの偏りやサービス利用についての不当な誘引の事実の有無等，公平性・中立性の確保に関すること
 - h a から g に掲げるもののほか、協議会が地域の实情に応じて必要と判断した事項
- エ 支援センター職員の確保のための支援に関すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか，地域包括ケアに関すること。

(会議)

第3条 会長は、前条に掲げる事項を審議する場合において、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）第6条各号に掲げる情報に該当するときは会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第5条 会長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を藤沢市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

(施行期日)

この要領は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月15日)

(施行期日)

この要領は、公表の日から施行する。